

# 「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第9回

## 税務調査で質問されること

## 意見聴取で質問されることは同じである

### 税理士の腕の見せどころ

税務調査を省略する書面添付制度を運用するにあたって、税理士の腕の見せどころは、①決算書と税務申告書の作成にあたり監査(書類や処理方法)についての確認内容を行った内容書面をしっかりと記載する。②税務調査の対象になった場合、税務署からの意見聴取にしっかりと回答する。以上の2点です。

※税務調査を省略する書面添付制度の手順は、下図「書面添付申告を行っている税務調査の流れ」をご確認ください。

今回は、この①②でポイントとなる部分をご説明します。これは税務調査でもポイントになる部分なため、税務調査対策としても参考にお読みください。

### 現金の管理方法

売上代金をどのように管理しているのかです。現金売上有る業種の場合、理想的なのは、レジを活用(レジがない場合は売上日報を作成)、釣銭を残した売上代金をそのまま口座に入金する、つまりキャッシュインバンクすることです。これにより、現金売上がきちんと管理できます。

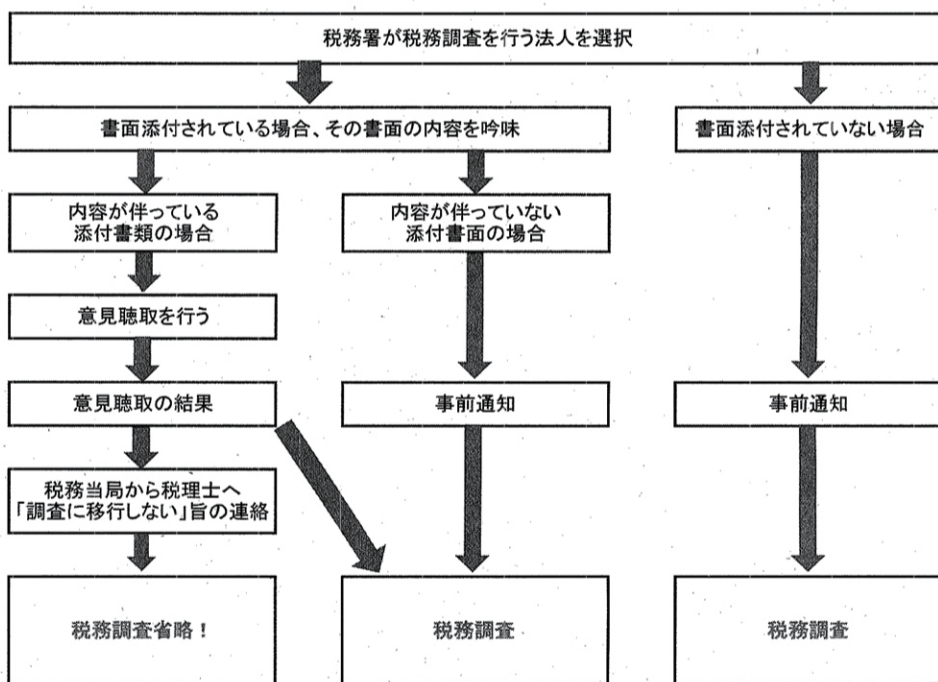
### 人件費の管理方法

給与の計算方法や支給方法をどのように行っているのかです。給与の計算方法はソフトを利用したり明細を手書きで作成したり等だと思いま

す。税務署は架空人件費の有無まで想定しています。給与の支払方法は振り込みが望ましいですが、現金支給の場合は「受取りサイン」を買いましょう。書面添付の文章に関しては、「税理士事務所がタイムカード等を精査している」だけでも良いのですが、さらに「履歴書を確認しました」「訪問の際にその従業員本人を確認しました」とまで記載できればベストです(タイムカードの確認だけでは不正により架空人件費はつくれてしまいます)。

また、親族に対する給与の場合、その方の業務に照らして給与額が割高か否かが問われますので、業務内容も明確に記載しておきたいところで

### 書面添付申告を行っている税務調査の流れ



### 原価管理についての説明方法

原価は、製造業でもソフト開発業であっても業種問わず出てくる内容で

す。原価は基本的に売り上げと連動して計上するものです。したがって、税務署が確認したい点は、売りに上げに計上してないにも関わらず、既に支払っている外注費や材料代が経費に計上されず、売りに上げに計上してしまっているという矛盾点です。ちなみに、従業員が製造に携わっている場合は人件費も原価に算入するため、期末時点で完成し



ていない成果物に連動する人件費の経費計上は認められません。この売り上げと原価の関係が明確となる現場別の工事管理台帳(ソフト)の工事管理台帳(ソフト)を開発すれば、プロジェクト管理台帳を作成し、売り上げと原価を連動してきちんと管理することが重要です。期末を越えての売り上げに関わる経費は仕掛(または未成工事支出金など)で経理します。つまり、当期の経費にはないに記載する必要があります。見聴取ではこの経理がきちんとして行われているかを重点的に問われます。具体的には翌事業年度の口座の動きや請求書から、この仕掛の処理漏れがないか確認する必要があります。例えば、売り上げが下がっているのに、人件費や外注費が増加しているのはオカシイです。しかし、不自然な業績変化やグレーの部分である

る内容を敢えて強調して書面に記載し、その判断根拠や過去の判例によりこの処理をした等を明確に記載することで、決算申告書の正当性をより主張できるため、躊躇せずきちんと記載することが我々税理士の腕の見せどころとなります。以上、今回は税務調査を省略する書面添付の記載についてのポイントとともに、税務調査で重点的に確認される部分について、税理士からの説明の勘所を記載しました。

### 【事務所紹介】

蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%! 従業員数25名、品川区西五反田7-22の17 TOCCビル11F(よくセールを行っているビル)です。確定申告は約500名分を申告しました。03-3490-3377、ぜひホームページをご覧ください。https://www.hirata-keiei.com/